

タブレット型端末貸与に関する留意事項

令和7年4月1日

- 1 「タブレット型端末借用申請書」(保護者による署名が必要)を担任の先生に提出してください。
- 2 貸与期間中は、保護者の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用してください。
- 3 学習活動に使用することが貸与の条件です。
- 4 LINE・Instagram 等のSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の利用は禁止します。
- 5 生成AIの利用は、保護者の同意の上、教員の指示で活用します。
- 6 許可なくアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更することを禁止します。
- 7 著作権侵害に当たるようなファイル等のダウンロード、有害情報へのアクセスは禁止します。
- 8 写真や動画等の個人情報の保存は禁止します。
- 9 情報端末は精密機械です。落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて丁寧に扱ってください。
- 10 機器の故障や破損、紛失が発生した場合は、速やかに担任の先生に連絡してください。
- 11 故意・過失で故障した場合、修理代を請求することがあります。